

各種報酬規程

(総 則)

- 第 1 条 ① 一般社団法人・日本歌謡協会会員（以下会員という）が第三者より依頼を受け各著作活動を行う場合の、一つの指針として本規定を定める。
- ② 本規定は会員の参考指標を示すもので、協会として拘束するものではない。

(標準著作費等)

- 第 2 条 ① 協会会員が第三者の依頼により、作詞・作曲等の著作活動を行う場合の標準費用（価格）を下記の如くとする。
- | | | |
|----------------|-------|---------|
| 作 詞（1曲につき） | …………… | ¥30,000 |
| 作 曲（1曲につき） | …………… | ¥30,000 |
| 編 曲（DTM編曲） | …………… | ¥30,000 |
| 動 画（編集制作：5分未満） | ……… | ¥50,000 |
- ② 創作活動以外の作業報酬基準について。
- | | | |
|---------------------|-------|---------|
| CD・DVD原板（カバー・ジャケット） | ……… | ¥10,000 |
| CD・DVD焼増し・コピー | …………… | ¥500 |
- ③ 標準価格は会員中でも作詞家・作曲家など著作を生業とするプロの方々には適用しない。

(ロゴマークの使用)

- 第 3 条 ① 会員は自作のCD・DVD等へ協会のロゴマーク使用はこれを妨げないが、使用する場合は報酬の10%を協会へ納付することを原則とする。